

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿
法務大臣 古川 禎久 殿
文部科学大臣 末松 信介 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
警察庁長官 中村 格 殿
検事総長 林 眞琴 殿

保育教育現場の性犯罪をゼロにするため早期に「日本版DBS」創設を求める意見書

日本の保育教育現場では、教師や指導者と生徒、大人と子どもという指導的立場を悪用し、子どもを性の対象として扱い性暴力へとつながる事案が後を絶たない。教育現場においてはこれをセクシュアルハラスメント、また、不祥事として扱う傾向があるが、これは明らかな「性暴力・人権侵害」であり、子どもたちに消えることのない心身への深い傷となって残ることからその後の人生への影響は計り知れず、このような犯罪行為をこれ以上引き起こすことのないよう、保育教育行政のみならず社会全体として断固とした姿勢でこの問題に挑まなければならない。小児わいせつ型の性犯罪は特に再犯率が高く、性暴力の発覚により処分や処罰となった後も就業場所を変えて引き続き子どもたちに関わる職業に就こうとする傾向があることも報告されている。よって、子どもたちを被害者にしないためにも、一度この種の罪を犯した者については子どもたちと関係する職業等には関わらせない制度を構築することは急務である。

現在政府は、子どもたちをあらゆる性犯罪から守るための手段として、官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を記した官報情報検索ツールの運用を始めているほか、里親制度登録における犯歴情報の照会など様々な取組みを行ってはいるものの、保育教育現場をはじめとしたすべての子どもたちを小児性犯罪歴のある者から守らなければならないことを考えると、これらだけでは十分な手立てとはなっていない。そのためにも創設が急がれるのが、日本版DBS（Disclosure and Barring Service）である。これは、犯罪経歴を管理し証明発行を行うシステムで、すでに同様の仕組みを導入しているイギリスをはじめとした国々では効果的に運用されている。

わが国においては、関係府省庁が性犯罪から子どもたちを守るため様々な手立てを講じているが、それらの事案が後を絶たない現状を鑑みると、保育教育事業者が小児性犯罪の経歴の有無を判別できる当該システムを国が制度として創設することが強く望まれる。すでに政府においてもその創設について検討に入っていることは認識しているが、この件に関わる関係法令との整合性や、処分や処罰を受け更生を目指す人たちに関する議論など、それらを調整し実用的な中身をまとめ上げるには相当な時間を要することが懸念される。そこで国の関係府省庁におかれては、関係機関の縦割りを打破し「日本版DBS」創設のため保有する情報の一元化を図るとともに、それらの情報が適切な管理のもと実用性の高い仕組みとして機能するようにして頂き、子どもに関わる様々な分野において一刻も早くその制度を活用できるよう要望する。増え続ける保育教育現場での性犯罪・性暴力根絶のため、声を発して被害を訴えることの出来ない子どもたちを守る大人の責任として、創設さ

れることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

四條畷市議会